廃棄物等の区分について

資料３－１

し尿

・一般家庭での日常生活に伴って生じた廃棄物

**生活系ごみ**

・事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの

（例）事務所の紙くず、飲食店の厨芥ごみ等

**事業系ごみ**

**ごみ**

**一般廃棄物**

廃棄物

不要物

**産業廃棄物**

・事業活動に伴って排出される廃棄物であって、廃棄物処理法で定められた２０種類（※１）

・ただし、２０種類の内、紙くず等７種類は特定の事業活動に伴うもののみ産業廃棄物（※２）

有価物

・再生利用することを目的として回収され、有価で取り引きされているもの

（例）・事務所から排出される古紙等

・地域の自治会等で回収される新聞紙、段ボール、空き缶等

・金属製品の加工時の鉄くず等

（※１）　①燃えがら、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦ゴムくず、⑧金属くず、⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑩鉱さい、⑪がれき類、⑫煤塵、⑬輸入された廃棄物、⑭紙くず、⑮木くず、⑯繊維くず、⑰動植物性残渣、⑱動物系固形不要物、⑲動物のふん尿、動物の死体、⑳上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

（※２）　※１に示す２０種類のうち、下線で示した７種類